

# 「昭和大礼記録」の編纂について

堀 口 修

はじめに

大正一五年（一九二六）年二月二十五日、大正天皇が崩御され、直ちに皇太子の迪宮裕仁親王が踐祚された。昭和天皇の誕生である。その後、天皇の踐祚に伴う諸儀、即ち昭和三年一月の即位礼や大嘗祭などが執り行われた。こうした大礼に関する記録を編纂するため、昭和四年六月、内閣に大礼記録編纂委員会が設けられた。同委員会は、二年一ヶ月をかけて同六年六月二十九日に「昭和大礼記録」（以下、「大礼記録」とも記す）を完成させた。

しかし、編纂の経緯を詳しく調べてみると、当初、「大礼記録」は大礼使の責任において編纂するとの構想の下、事業の進行段階から大礼使文書係から関係各機関に対し関係資料の蒐集について依頼するところがあった。その後、内閣総理大臣田中義一の考えから大正度同様、大礼記録編

纂委員会を設置して編纂を完了させるという構想が立ち上がり、編纂体制の変更がもたらされるといふ事態となった。何か編纂の経緯には複雑な事情があったようである。

「昭和大礼記録」は、現在国立公文書館（内閣用）と宮内公文書館（宮内省用）にそれぞれ所蔵されている。また、国立公文書館には「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会書類」一・二など関係資料が所蔵されている。「大礼記録」は、本体だけでも全三五冊（総目次を含む）もあり、かなり大部なものであるためあまり利用されていない。

本稿は、そうした状況をあらためるべく「昭和大礼記録」の編纂過程を検討すると共に、将来のことを強く意識して正確な記録を残すために、関係資料の蒐集と執筆がどのようになされたのか、また大正度の大礼記録の編纂の問題点をどのように乗り越えようとしたのかを明らかにし、その理解を深める一助としたい。

なお、学術論文としての性格から敬語表現は一部に限定したこと、また、本稿では史料の引用に際し読みやすさ等を考慮して適宜句読点を付したところがあることをお断りしたい。諸賢の御理解を得たい。

### 一 昭和天皇の践祚と大礼の諸儀

大正一五年二月二十五日、大正天皇が葉山御用邸内で崩御した。直ちに皇太子の迪宮裕仁親王が践祚。ここに昭和天皇が誕生した。そして践祚した天皇には重要な儀式が待ち受けていた。曰く、大礼と総称される諸儀である。それから儀式は、諸々の準備が必要なためかなりの時間を費やした。践祚の式以後の諸儀は、昭和三年一月から始まりすべての行事が終わったのは昭和四年七月であった。いま主な儀式を確認すると左のようになる。

#### 昭和元年

- 二月二十五日 賢所ノ儀、皇靈殿ニ奉告ノ儀・神殿ニ奉告ノ儀、剣璽渡御ノ儀（葉山御用邸附属邸）。改元

#### 昭和三年

- 二八日 践祚後朝見ノ儀（宮中正殿）
- 一月一九日 神宮ニ奉幣ノ儀・神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ奉幣ノ儀

二月 五日 齋田点定ノ儀（悠紀国・滋賀県、主基

国・福岡県）

八月 五日 大嘗宮地鎮祭ノ儀

九月 二六日 齋田拔穂ノ儀

〓 二一日

一二月 六日 京都ニ行幸ノ儀（名古屋離宮御一泊）

七日 賢所春興殿ニ渡御ノ儀

一〇日 皇靈殿・神殿ニ奉告ノ儀、賢所大前ノ儀、紫宸殿ノ儀（即位の勅語、寿詞奏上）

一四日 神宮ニ奉幣ノ儀、皇靈殿・神殿並二官国幣社ニ奉幣ノ儀、賢所大

御饌供進ノ儀、大嘗宮ノ儀（悠紀殿ノ儀）

一五日 大嘗宮ノ儀（主基殿ノ儀）

一六日 大嘗宮鎮祭ノ儀

一六日 大饗第一日ノ儀

一七日 大饗第二日ノ儀・夜宴ノ儀

一九日 伊勢行幸、豊受大神宮ニ親謁ノ儀、

〓 二一日 皇大神宮ニ親謁ノ儀

二三日 神武天皇山陵ニ親謁ノ儀、仁孝天皇

〓 二五日 山陵・孝明天皇山陵ニ親謁ノ儀、明

## 治天皇山陵ニ親謁ノ儀

二六日〓東京ニ還幸ノ儀（名古屋離宮御一泊）

二九日〓大正天皇山陵ニ親謁ノ儀

三〇日〓皇靈殿・神殿ニ親謁ノ儀

## 昭和四年

七月一六日〓大嘗宮地鎮祭ノ儀

右の諸儀の根底的な規定は、明治四二年皇室令第一号として公布された「登極令」とその附式により定められており<sup>②</sup>、政府は、右令を基に登極令附式の一部を昭和度の大札に合わせて改正し<sup>③</sup>、以後、肅々と諸儀が執り行われたのである。

## 二 大札本儀以前

つぎに、昭和大礼の諸儀がどのように記録されることになったのかを述べてみたい。

昭和三年秋に挙行された大札に関する記録の編纂については、昭和二年一月三日付勅令第三八二号「大札使官制」<sup>④</sup>が公布されて大札使が設置され、以後その事務の一部として資料の蒐集、編纂計画の樹立をなす必要を認識し大札使長官官房文書係及びその残務取扱が計画準備にあたり、諸儀の実況を記録させ、また資料蒐集を行うことにした。なお、大正度のように編纂委員会を設けず大札使事務引継

の残務事務として完成させる予定であった<sup>⑤</sup>。

これは、大正度の大礼記録の編纂に問題点があるとの認識があったことによる。同記録は、大正四年一月に大礼の諸儀が終了した後に記録編纂の議が起き、同五年四月二十五日上奏裁可を経て、五月二十九日、内閣に大礼記録編纂委員会が設けられ、以後二年四ヶ月をかけて同七年八月三日に完成したのであるが、この先例を討究した結果、少々困難を感じたので「今次大礼事務開始ノ当初ニ於テ、早く既ニ記録編纂ニ関スル事務ヲ、長官官房文書係ノ所掌」としたのである。

昭和三年一月一五日に開催された宮内省での宮内事務官会議の席上、大札使参与官大谷正男から大札使文書係の大札記録は「一切ノ資料ヲ輯録」、「細大洩ラスコト無く蒐集」するのを使命とする、現在編纂している「大喪記録」の編纂事業の困難が予期以上であることから「記録ハ、能フ限り完全ヲ期スルヲ要」するので、「記録材料ハ、記事、写真ヲ問ハズ、後ヨリ回送ヲ願フコトト為ルベキモ、既ニ終了ノ分ニ対シテハ、其ノ都度後送付ヲ得」たい、それは「従前ノ例ニ鑑ミ、直後ナラバ、事実不明ノ点」がある場合でも調査が容易であるからで、各位の便宜と援助を乞う、と依頼した<sup>⑥</sup>。また、内閣側でも館哲二・村瀬直養の両事務官が早くから資料の蒐集に意を尽くし遺憾なきことを期し

ていた。<sup>9)</sup>

そして昭和三年一月八日、文書係所掌事項協議の席上、編纂記録は大正度の記録に準拠するが、体裁・内容等は目下編纂中の『大喪記録』と同様、「執務上ノ参考」となるものを本旨とし、記録に関する大綱は今後の協議により決定する。そしてまずは『東京日日新聞』・『ジャパン・タイムス』など四つの新聞の切抜を開始することを確認した。<sup>10)</sup> ついで本協議後、直ちに記録資料蒐集の計画が検討された。

昭和三年一月二六日、長官官房で杉栄三郎・大谷正男の両参与官、渡部信・館・酒巻芳男の各事務官、囑託工藤莊平（宮内省）等が大礼記録編纂について協議し、「一、記録編纂ニ関スル資料蒐集ニ就キ、大礼使次官ヨリ、各部係ニ対スル通牒案（文議第四号）」、「二、文書係ヨリ、各部係ニ対スル依頼案（文議第五号）」を可決し、また工藤提案の「記録編纂計画要綱」を協議し編纂期間などを決めた。<sup>11)</sup> その主な事項は、左のようなものであった。

- ① 編修期間は、第一期（準備）昭和三年十月末日まで、第二期（実行）昭和三年十一月、第三期（材料引継）自昭和三年二月至同四年三月末日、第四期（記述及浄書）自昭和四年四月至同年一〇月末日、第五期（浄書及編纂）自昭和四年一〇月至同年末或いは同五年四月末とする。

② 資料の重複、脱漏を避け文体の統一を図るため相当広い編纂室を確保することと、その旨を長官官房に照会する。

③ 殖民地の状況を知るために同地で発行の新聞を購入する。

④ 編纂上、監修（参与官杉栄三郎ほか一名。杉・大谷・工藤は編修を専担）、執筆記述（書記樋口龍太郎〈内閣属〉ほか六名）、編纂及資料蒐集（書記秋山謙次郎ほか五名）、浄書・絵画・写真（書記吉村豊三〈宮内属・造営〉ほか二名及び浄写者若干名）の係を設け、また人員の配属をなす。

⑤ 他部係勤務者と宮内省職員は、文書係兼務、文書係事務に従事させるため、借用等の手続を取り、さらに大礼使各部係の高等官と書記数名宛を文書係を兼務させるとの上申の手続をなす。

そして、同年二月二日付で大礼使次官から各部長・長官官房各係宛に「大礼盛儀ノ状況ヲ謹叙シ万般ノ事務ヲ輯録シテ将来当務者ノ参考ニ供スル」ことをはかるため、大礼の記録編纂することとし官房文書係に配属してその編修にあたらせるので、各部係における資料蒐集と供給方に関しての心得について、①資料は状況報告書・諸文書写・心得書・調度品の模写・写真・絵画など、大礼事務上に使用し、

または参考に供するものを蒐取する、②資料は昭和三年一月典儀完了後なるべく速やかに取り纏めて官房文書係に引き継ぐものや事務進捗上差し支えない限り一部分づつでも出来るだけ早く引き継ぐように心懸ける、③謄写版刷・活版刷・その他印刷物・写真・青写真などは記録用として二部づつ調製して回付する、④各部係で実況・実情を明知させるために写真・絵画などを調製する場合は予め官房文書係と協定し、記録資料としての便宜をはかるよう心懸ける、との四点にわたる通牒が発せられた。<sup>12)</sup>

また同日付で大礼使長官官房文書係から長官官房各係・各部宛に「大礼記録資料蒐集二関スル件」と題する文書<sup>13)</sup>が発せられ、「大礼全般ニ互ル記録編纂」に従事することが通知されると共に、各部係の「事蹟ノ大小悉皆ヲ承知」する必要がある、資料の蒐集に関しては当係でも「不少苦慮」している、ので部（係）でも助勢の旨の依頼がなされた。<sup>14)</sup>

その後、文書係は記録資料の蒐集に関する準備と共に、前記の四新聞の切抜を開始し、大正度の大礼記録の目次について各部係の意見を聞き、今回編纂の記録目次の作成に着手した。また、記録編纂の大綱については、協議検討中の昭和三年四月一八日に開催された第七回大礼使連絡会議で記録掛の大谷参与官が一、京都での大礼諸儀その他を詳細に記録するため速記者を採用することを希望し、その所

要人員・時期などは調査の上で協議する、二、大礼記録目録案を各部に回覧するので不備の点等、気づき点があれば承知したいと述べて意見を求めた。これに対して各事務官から前回の記録は事務上の参考となるべきものが少ないので、今回は「事務ノ系統」を記述してほしい、予算の記録中、準備事業と大礼との関係が不明で、また大礼と宮中の関係（宮中の饗宴）・償入関係・明細なる細分など記述を欠くので、今回はそうした事項も掲げてほしい、非公開で将来に遺す必要ある事項は秘録を作ると便宜である、前回の齋田点定の儀の記述などは前回では明細を欠き参考とならないので考慮してほしい、との意見があった。<sup>15)</sup>

さて、記録掛員の研究協議の結果、「大礼記録目次案」として（編の下の節は略）、第一輯実践祚改元、第二輯大礼準備、第三輯大礼使機関、第四輯大礼法規、第五輯大礼典儀（第一編前儀、第二編本儀、第三編後儀）、第六輯大礼事務（第一編評議会、第二編総務、第三編典儀、第四編調度、第五編造営、第六編車馬、第七編鉄道、第八編主計）、第七輯接伴、第八輯恩典、第九輯観兵式観艦式、第一〇輯奉祝が決まる。<sup>16)</sup>

記録資料の蒐集は、大礼記録目次の成案ができることその大綱に基づいて資料蒐集の分担が決定し各員に通知された。<sup>17)</sup> また、大礼諸儀の状況を詳述するために八月五日に行われた大嘗祭地鎮祭ノ儀には大礼使高等官として参列した工藤

嘱託が親しく状況を録し、九月中に行われた悠紀齋田拔穂前一日大祓ノ儀、同齋田拔穂ノ儀には同じく工藤、主基齋田拔穂前一日大祓ノ儀、同齋田拔穂ノ儀に佐野書記がそれぞれ赴き視察した。さらにその後に行われた両齋田新穀供納式以下大札各儀に記録掛員の分担を定めて記録編纂上粗漏がないよう数回協議し、九月二七日大体の成案ができたが、それより先に長官官房主任及び典儀部に対し、大札各儀における参列員並びに配役高等官の人選・舎人の配役等にあたりてなるべく文書係関係員を配して記録資料蒐集の便宜をはかるよう考慮の旨を内交渉していたが中々確定しなかつたので確定案ができなかつた。

しかし、一〇月半ばに配役が全部確定したので、九月二七日の成案中、各儀当日配役表に小部分の改定を加えて確定し、視察と報告方に関する要項を付記して各係員に通知した。<sup>(18)</sup>なお、大札使長官官房文書係記録編纂掛から各係員への通知には報告内容について、参列・視察で得た事項は精確且つ詳細に記し儀式終了後なるべく速やかに記録編纂掛に提出する、一般に配付された印刷物等があればなるべく附綴する、各儀進行状況中時間が必要な場合は秒を測定する、時間測定の必要上各自所持の時計は十分精確を期し文書係には正確な標準時計を備える筈である、報告は各儀毎に混同しないよう別綴とし、儀名を明記すると共に参

考のため記述者の配役職務等をも記しておく、別表に記載した担当以外と雖も見聞した事項はなるべく記述することを希望する、との指針を示していた。<sup>(19)</sup>

さて、大札本儀を二旬後に控えた昭和三年一〇月一九日、大札使長官官房文書係・参与官杉栄三郎から各部係長宛に各部係記録関係員督励の意味で資料供給について編纂が昭和四年度一杯を要すると思われるが、事業終了まで尽力・助勢を「記録材料蒐集分担員表」を添えて懇願した。<sup>(20)</sup>

また同日、大札使長官官房文書係から各部係宛に計画・実施した大札関係一切の事務に関し資料取纏方を依頼しているが、その時期について印刷物・図面等は昭和三年一二月月中、資料中一応整頓を要するものは同四年三月中との諒解を得たいとの文書を發した。<sup>(21)</sup>

さらに同日、大札使以外の各省その他における大札に關して行つた計画・施設・実行の諸事項、奉祝状況等も大札記録中に収録するため大札使次官から各省次官、警視總監、憲兵司令官、東京・京都・愛知の各知事、東京・京都・名古屋の各市長、内閣拓殖局長、枢密院書記官長、内閣印刷局長、貴衆両院書記官長、会計検査院長、賞勳局総裁に対して資料送付方を依頼する文書が發せられた。<sup>(22)</sup>

なお、大札本儀に向け京都市幸・山陵親謁・東京還幸などの各儀の期間、記録係用務のため御召列車の便乗する人

名を定め、また記録掛員が便乗する自動車<sup>(23)</sup>の準備を行った。さらに各儀の予定及び実行時刻の対照表を作ると共に、記入に便利な記録用手帖を特製して各係員に配付した。

また、昭和三年一月二日、皇太后の動静を収録するため大礼使長官官房文書係から予め側近者に、さらに宮内省地方饗饌も同様にその係に資料の提供や借用を依頼した文書が発せられた。

### 三 大礼本儀期間及び本儀後

大礼本儀、即ち京都市幸ノ儀以下の各儀挙行の時刻、祭典の状況については詳細に記録し、時刻の正確を期すためタイム・ウオッチを用い、また記録掛関係の舍人で本務遂行上細部にわたる記録をなすことができないことを慮り京都における各儀には特に典儀部了解の下に宮野書記に舍人の資格で出入可能な範囲で記録資料の蒐集に専担させ、樋口書記には常に京都市内の各要所に臨ませ奉祝の状況を記録させた。また一月一九日付で各掛員は記録資料をその都度文書係事務室に提出し、当該期間中京都で印刷若しくは謄写した文書で、記録資料となるべきものは同地で引き継ぎをうけることを各部係に依頼し、あらゆる資料の散逸・遺脱に備えるようにした。

昭和三年一月三〇日、皇靈殿神殿ニ親謁ノ儀が行われ、

後は大礼最後の儀である大嘗祭後大嘗宮地鎮祭ノ儀を残すのみとなったので、一月二六日、大礼諸儀の資料蒐集の分担を議してその主任者を定めた。これ以降、漸次資料が送付されるようになるが、送付資料は記録編纂の大綱に基づいて区分し、資料分類簿に登載後、これを区分箱に格納して出納を容易にし、酒巻事務官、大金宮内省参事官、宮野書記に専従させた。

昭和三年末、「大礼使官制」の廃止を視野に入れた対応方が練られていく。長官官房文書係は「大礼記録編纂計画」を作り、その廃止後は残務として計画に基づいて進捗させることを大礼使長官以下上司に具申し二月二二日に決裁をうけた。計画は、従来確認してきた資料蒐集の方法について纏まった形にして確認すると共に、編纂は昭和五年三月に終了するとしており、大礼使段階での方針がほぼわかるものとなっているので少し長いものではあるが左に掲げてみたい(傍線は引用者)。

#### 大礼記録編纂計画

一、大礼記録ハ大礼ニ関スル一切ノ事項ヲ収録シ、将来執務上ノ参考タラシムルヲ以テ目途トシ之カ力纂ニ従フ。

一、直接ニ大礼使ノ執行スル所ニアラスト雖、大礼ト相関連シテ執務上熟知シ置クノ要アルヘキ事項及

一般奉祝ノ狀況ノ如キハ適當ニ之ヲ収録ス。

一、大札記録ノ編纂ハ昭和五年三月ヲ以テ終了セシム。

二、記録ハ大札使残務トシテ進捗ス。此際現在ノ各部

係長ニ依嘱シ資料ヲ蒐集セシムルコトトシ、編纂

従事者ハ右蒐集ノ資料中ヨリ記述シ、又ハ之ヲ整

頓シテ大札記録ノ編纂ヲ行フモノトス。故ニ編纂

ニ従事スル者ニ残務処理ヲ命セラルルヲ要スルノ

外、各部係ノ資料蒐集ニ当ル者モ亦之ニ準シ取扱

フコトヲ要ス。

一、編纂従事ノ事務ヲ分チテ、

一、記述及編輯

二、検閲

三、浄書、図写、絵写、校合

ノ三種ニ分ツ。

一、記述ニ従事スル者ハ、夫夫分担ヲ設ケ期日ヲ予定

シ且互ニ記事上ノ連絡ヲ図リツツ進行セシムルコ

トトシ、之ニ依リテ記述ノ統一及重複脱漏ヲ予防

スルモノトス。

一、記述専担者ノ作リタル記述ハ、検閲従事者ニ於テ

一々之ヲ檢窮シ誤謬ヲ是正ス。

一、大札記録ハ輯、編、章、節ノ編別ニ従ヒ、其以下

ニ至リテハ適當ニ之ヲ定ムルモノトス。記述ハ成

ルヘク詳細明確ヲ期シ、又資料蒐集ニ当リテハ其

計画予行等ニ至ルマテ苟モ將來ノ参考トナルヘキ

モノハ之ヲ悉皆網羅スルノ方針ヲ以テ事ニ従フヲ

要ス。

一、記述ノ文体ハ平易ヲ旨トシ文章体ヲ用ウ。

一、大札典儀其他ハ主トシテ記述ヲ以テ其ノ狀況ヲ記

録スヘク、大札事務等ノ如キハ往復書類、事業計

画書、報告書、関係印刷物等ヲ編綴スルニ努メ、

之ヲ連絡スル場合ハ大体ノ説明ヲ要スル場合ニ記

述ヲ以テ之ヲ叙述スルコトトス。

一、記録ハ二部調製ス。一部ハ元本ニシテ編纂事務終

了後、内閣ニ引継クヘク、一部ハ複本トシテ宮内

省ニ引継クモノトス。

一、書類ノ編次ハ後日引援参照上ノ便利ノ為、成ルヘ

ク大正度大札記録ノ編次ト相類似セシムヘキモ、

場合ニ依リ必シモ之ニ依拠スルコトナカルヘキハ

勿論、其内容ニ至リテハ専ラ今回実施シタル所ニ

従ヒ記録スヘキモノトス。

一、執務ノ参考タルニ便センカ為、各関係者ハ勿論、

関係者以外ノ意見ト雖モ、必要アリト認ムルモノ

ハ之ヲ適當ニ収録スルヲ以テ方針トス。

一、大札使往復書類ハ其ノ関係箇所ニ之ヲ挿入ス。

一、典儀及大札事務等ニ使用シタル印刷物等ハ、成冊上著シキ不体裁ヲ致ササル限ハ原物ヲ其儘綴入ス。  
一、函簿等進行ノ状況、物体ノ形状及色彩等ニシテ、後ニ伝フルノ必要アルモノハ写真、画図等ヲ作成シテ適當ノ箇所ニ挿入シ、又ハ別ニ成冊ヲ為シ以テ本文ノ説明ニ資スル所アラシム。

一、記録ニハ写真帖及切抜帖ヲ附ス。  
一、記録編纂ニ要スル經費見込額及資料蒐集竝編纂ニ関スル要務ノ為、残務ヲ命セラルヘキ者ニ付テハ各当該部係ト協定スルモノトス。

計画の内容の多くは以前より口頭で承認を得ていたものであるが、後日に記録を留めるために改めて文書で決裁を得たものであった。また、昭和三年二月二十八日には杉、大谷の両参与官から各参与官・事務官宛に、大札に関する所感・意見の提出方についての照会がなされた。<sup>(3)</sup>

昭和四年一月四日、杉、大谷の両参与官、酒巻事務官、工藤囑託、大金宮内省参事官が大札使長官官房で記録編纂の協議を行い、同月八日に大札使各部係全体の第一回協議会を開催することを決定した。また同じ四日付で大札使次官から各部（又は係）宛に大札記録の資料の蒐集・供給は「大札使官制」存続中に完整することは不可能なので、官制廃止後も続行して大札使残務取扱員が処理するのである

が、残務取扱員は極めて少数のため各部係員も従来事務の引き継ぎとして残務取扱員同様、それぞれ分担を定めて資料蒐集・供給するよう配慮をしてほしい旨の通帳を發した。<sup>(4)</sup>

同年一月八日、第一回協議会が武宮雄彦大札使事務官（長官官房主任）以下、長官官房の庶務係・文書係・警備係・新聞写真係・典儀部・調度部・造営部・車馬部・鉄道部・主計部・饗饌係の事務官・参与官・事務囑託・参事官・書記が出席して開催された。席上、大谷参与官からいままでの経緯が若干説明され「今次文書係ニ於テ編纂セムトスルモノハ、曩ニ完成セル『大喪記録』ノ如ク、事務上ノ参考本位ニ、百年ノ後ニ備フルコトヲ主眼」とするものであるが、大札使廃止後、例え残務取扱を命じられなくても残務取扱員同様、本事業完了まで尽力してほしい旨の挨拶がなされた。<sup>(5)</sup> ついで、記録資料蒐集の担当者選定に関して協議するところがあった。

またこの時、出席者に対し種々の依頼がなされ、他方出席者からはいくつかの希望が出された。「一、大札記録ハ、現在ニ於テハ、予算ノ関係上、昭和五年三月三十一日迄ニ完成ノ見込ナリ。若シ不可能ニ至リタルトキハ、第二段ノ計画ヲ樹テテ、継続スル考ニテ、多少ノ腹案有レド、既定ノ方針通り、明年三月一杯ニ完成スルヤウ努力致シ居ル次第ナレバ、予テ御依頼致シ置キタル如ク、本年三月一杯ニ、

総テノ資料ノ御提出ヲ完了セラレタシ」をはじめとする全一六項目からなる「依頼事項」と、「一、両陛下ノ御行動ハ、典儀ノミニ限ラザルヲ以テ、全然別個ノモノトシテ、独立ノ項トセラレタシ」をはじめとする全九項目からなる「希望事項」である。<sup>(34)</sup>

右にみたように大礼使長官官房文書係は、「大礼使官制」廃止後の事業について着々と準備をすすめていたのであるが、後述するように昭和四年一月一日に開催された第二〇回大礼使評議会（最終回）で大礼記録編纂委員会設置の件が示され軌道修正がなされることになった。大礼使残務取扱では可能な限り所要の記録資料を蒐集して委員会に引き継ぐを可とするとの議決をなした。<sup>(35)</sup>

そして、同年一月一五日に「大礼使官制」が廃止、同時に元大礼使参与官大谷正男以下一三名が大礼使残務取扱に任命されたのであるが、残務整理を主な任務とした人物として、大谷以外では元大礼使事務官渡部信、同酒巻芳男、元大礼使典儀官大金益次郎、同工藤莊平、元大礼使書記樋口龍太郎、同佐野恵作、同山県一男、同宮野安であった。そして、同日付で関屋宮内次官は、省内各部署局長官宛に「大礼使官制」廃止後の残務取扱員極めて少数につき、部署職員で従来記録資料の蒐集整理に当たった者を従来通り従事させ、本年三月中には資料の蒐集・整理を完結するよ

う督励する通牒を發した。<sup>(37)</sup> さらに同日、宮内省で開かれた事務官会議で、関屋宮内次官から「従来ノ記録ハ、不完全トノ論議アリシニ鑑ミ、各部トモ出来得ル限、詳細ノ記録材料ニ依リ秩序ヨク整理シ、將來有用ノ参考ト為ルベキ、内容アル記録ヲ存シタシ」、及び大谷宮内省参事官から「宮内省側ノ関係事項ハ、従来ノ如ク願ヒタシ、材料蒐集ノ期間ハ、先般ノ大礼使評議会ニ於ケル決議ニ基ツキ、本年三月末日限ト承知アリタシ」と、組織上の変化をうけても資料蒐集に尽力してほしい旨の依頼がなされた。<sup>(38)</sup> 他方内閣側では館、横溝の両内閣書記官が主として記録資料蒐集に従事し各関係員を督励して整頓に着手し、また宮内省関係員と協力して遺憾なきようにした。<sup>(39)</sup> なお、残務取扱として一月から三月の間、警視庁・京都府警察部長・三重警察部長・奈良県警察部長・愛知県警察部長・大阪鉄道局・名古屋鉄道局などへ資料蒐集の完了を督促する照会がなされた。

さて、既述した二月八日の第一回協議会で協議した記録資料蒐集の担当者については、一月一七日付で文書係残務取扱大谷宮内省参事官から各員の分担するところを照会し、その回答を待つて既述した「大礼記録編纂計画」に従って分担を定めた上で「大礼記録材料蒐集配役表」を作成した。<sup>(40)</sup> そして、配役表に基づいて各関係員の資料蒐集に

ついでの見交換を行い、文書係としての方針を明らかにするために二月八日、元大札使長官官房で協議会が開かれた。大谷宮内省参事官から大札記録編纂委員会が発足するので三月三十一日で資料引継となるので三月末までに提出してほしいとの要請がなされ、また参加者からの資料提出方法などに関する質問に対しては大谷宮内省参事官から答弁がなされた。<sup>(41)</sup>

爾来、記録資料の蒐集は、昭和四年六月一日、内閣に大札記録編纂委員会が設置されるまで文書係残務として、従来の計画、方針の下に遂行した。<sup>(42)</sup> それでも実務との関係から主計・調度・典儀・造営の各部などは中々資料や書類の取り纏めが難しいところがあったが、同年六月五日までに提出された資料の一切を大札記録編纂委員会に引き継ぎ、未提出分については諒解を得ると共に、その督促を怠らず提出あり次第追送した。<sup>(43)</sup>

なお、大札関係の写真帖であるが、これも大札使が関わっていた。「大正大札写真帖」は、京都市幸ノ儀以下合計一三三枚に及ぶ印画を収めていた。昭和度も前例に倣い大札使で「昭和の大札写真帖」を調製することになる。<sup>(44)</sup> 調製は、調度部の所管事項に属するが、収める印画・鹵簿表等の選定・体裁等に至る調査は文書係で行い、主として記録掛が担当した。文書係では昭和三年四月初旬に参考のため

「大正大札写真帖」の目次を作り、各関係員に配付して加除修正の上、まず「昭和の大札写真帖」に挿入する写真予定表を作り、以後典儀部・調度部をはじめ関係各部係員の協議を数回重ね、同年八月三日、長官官房文書係、同新聞写真係、調度部の各関係員で大札各儀の写真撮影の方法を決定した。そして大札各儀に際し調度部写真係では方針に基づいて撮影を行い、写真帖調製上、遺漏がないよう期した。<sup>(45)</sup>

翌四年一月、「大札写真帖調製要綱」が成り、また調度部写真係が調製した大札関係の印画中、写真帖に収めるものの配列を定め、その当否について各関係員の審議を尽くしたが、「大札使官制」が廃止されたので一月一六日以降は大札使残務取扱で継続協議し、同年六月二四日漸くその大体を決定した。<sup>(46)</sup> そして、同年一〇月一日、残務取扱の元大札使次官の決裁を得て、同月二一日、調度部残務取扱に回付した。決裁文書<sup>(47)</sup>によると写真は調度部撮影の印画一二四枚、鹵簿表六枚・図面三枚を付し、写真はすべてコロタイプに印刷し、下部に解説を付し西洋綴表紙には御紋章を金刷して金字で「昭和三年大札写真帖」と題する、写真帖は特製と並製の二種とし特製の分は三陛下及び各皇族・王族・公族に献上する外、大札参列の特派大使・特派使節に贈呈するとした。また、並製は大札使職員・特派大使随員などに寄贈するとした。なお、「昭和の大札記録」第八

冊、二六〇〜二六八頁に「昭和三年大札写真帖」に収める「悠紀斎田拔穂ノ儀」以下、大札各儀の写真全一三三枚のタイトル一覧が掲げられている。

#### 四 大札記録編纂委員会の設置と編纂方針

しかし、内閣総理大臣田中義一は前例により内閣に大札記録編纂委員会を設けて相当経費を追加予算として計上して慎重な編纂をさせるとの意向があり、昭和四年一月一日開催の第二〇回大札使評議会（最終回）で大札使次官鳩山一郎からそのことが伝えられたことにより、同評議会において大札記録編纂委員会設置を前提として大札使及び残務取扱に於いて可能な限り所要の資料を蒐集し、委員会設置後はそれを引き継ぐことが議決された。<sup>(19)</sup>

そして昭和四年五月二五日、「大札記録編纂委員会設置ノ件」<sup>(20)</sup>が閣議決定し、上奏裁可を得て、六月一日、内閣に大札記録編纂委員会が置かれ編纂が開始された。また同日、「大札記録編纂委員会規程」<sup>(21)</sup>が施行され、また編纂従事者の人事も発表された。

#### 第一、大札記録編纂委員会規程

〔昭和四年六月一日施行  
昭和六年七月三十一日廃止〕

#### 第一条 大札記録編纂ニ関スル事項ノ調査審議及其ノ

事務ニ従事セシムル為内閣ニ大札記録編纂委員会ヲ置ク

第二条 大札記録編纂委員会ハ委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ大札使ノ事務ニ従事シタル者ノ中ヨリ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三条 大札記録編纂委員会ニ幹事ヲ置ク内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ庶務ニ従事ス

第四条 大札記録編纂委員会ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

そして、内閣書記官長鳩山一郎・宮内次官関屋貞三郎等の委員、内閣書記官館哲二、宮内省参事官大益次郎等の幹事、なお、宮内省御用掛工藤莊平、吉田増蔵等の囑託、内閣属森省三・宮内属佐野恵作等の書記が任命された。<sup>(22)</sup>

右にみたように大札記録編纂委員会が発足したのであるが、他方で大札使残務の任が解かれるまでは記録資料蒐集が行われているので、その間は両者並行して事業を行っていた。また、元大札使文書係職員、殊に同係中、大札記録に係る者を、殆ど編纂委員会の委員・幹事・書記となつたので、事務の性質上、截然両者のそれを区別する

のは困難ではあつた。<sup>(53)</sup>

その後、内閣の更迭があり中々委員会が開催されなかつたが、昭和四年九月二八日、首相官邸において漸く大礼記録編纂委員会の第一回総会が各委員、幹事、嘱託、書記の出席の下に開催され、内閣総理大臣浜口雄幸から「此ノ盛典各般ノ典儀施設、内外奉祝ノ至情其他大礼関係ノ諸事項ノ正確完全ナル記録ヲ編纂スルコトハ依テ以テ永ク後代ニ軌範ヲ垂ルル所以ト信ズル」「ソレガ為ニハ広ク豊富ナル資料ヲ蒐集シ努メテ正確ナル記述ヲ期スルノ要ガアルノデアリマシテ、職員各位ニ於カレテハヨク連絡協調ヲ保チ其ノ職責ヲ完ウシテ此ノ曠古ノ盛典ヲ後代ニ伝フルニ万遺漏無カラントヲ望ム」との挨拶がなされた。

ついで議案一の「大礼記録編纂大綱」<sup>(54)</sup>の説明が幹事からなされて決定した。

#### 大礼記録編纂大綱

- 一、大礼記録編纂委員会ニ於テ編纂スル大礼記録ハ之ヲ二種トス
- 一、第一種ノ記録ハ永く後代ニ伝へ併セテ将来執務ノ参考ト為スヘキ目的ヲ以テ編纂スルモノニシテ、大礼ニ関スル一切ノ事項ヲ記述シ最モ正確詳密ナルヲ旨トスルモノトス
- 一、第一種ノ記録ハ二部ヲ作成シ内閣及宮内省ニ各一

部ヲ保管スルモノトス

一、第二種ノ記録ハ広ク国民ニ周知セシムル目的ヲ以テ編纂スルモノニシテ大礼ニ関スル大綱ヲ記スモノトス

さらに議案二「第一種大礼記録編纂手続」<sup>(55)</sup>、議案三「正大礼記録体裁」<sup>(56)</sup>が付議されそれぞれ決定する。議案二は、編纂作業の進め方がわかる重要なもので左に掲げる。

#### 第一種大礼記録編纂手続

一、大礼記録編纂委員会ニ左ノ三部ヲ置ク

記述部

編輯部

審査部

一、記述部ハ元大礼使文書係ヨリ引継キタル資料ニ基キ記述ヲ為シ且其ノ材料ヲ整理シ之ヲ編輯部ニ提出ス

一、編輯部ハ記事及資料ノ繁簡粗密文体用語ヲ統一シ綜合編輯シタル上審査部ニ廻付ス

一、審査部ハ編輯部ヨリ廻付シタル記録ニ付事実及文章ノ審査ヲ為シ幹事ニ廻付ス

一、幹事ハ編纂事務ヲ整理シ記録ノ浄書校合製本其ノ他ノ庶務ヲ掌ル

一、各職員ノ部属及分担ハ別ニ定ムル所ニ依ル

一、記事及資料提出期ハ昭和四年十月三十一日限りトス

残務ノ部分ニ関シテハ其ノ残務終了直後トス

一、記事及資料ニシテ分割提出スルコトヲ得ルモノハ可成出来ノ都度之ヲ提出スルモノトス

一、残務ニ関係ナキ事項ノ記録ノ総合編輯ハ昭和四年十一月一日ヨリ昭和五年五月三十一日マテニ終了スヘキモノトス

一、残務タル事項ノ記録ノ総合編輯ハ昭和五年六月三十日マテニ終了スヘキモノトス

一、浄書校合ハ昭和五年十月三十一日マテニ終了スヘキモノトス

一、各部ニ於テ編纂材料蒐集上写字生、図工等ヲ必要トスル場合ニ於テハ幹事ニ申出ツヘシ

議案三は、輯・編・節の題名案を記したものであるが、編纂作業が進むに従い変更をうけるものとしていた。

さて、「昭和和大礼記録」の最終的な輯・編・節の題名を「大正大礼記録」（正式名称は「大礼記録」と比較するとどのような点が異なるのであろうか。以下、そのことについて触れてみたい。

大正度と昭和度の差異は、つぎのような点にある。<sup>(8)</sup>

編纂のために内閣に大礼記録編纂委員会が特設されたの

は同じであるが、「大正大礼記録」は筆写で二部本文一二八冊、目次六冊の計一二、九二四枚から成り、これを三函収め、別函として絵図・写真帖等を付属させ、二部を作成して内閣と宮内省に各々一部を保存させた。他方、「昭和和大礼記録」は印刷に付し、副本も作成して保存の確実性と使用上の便宜を図り、しかも一部を一函に収めて容積を縮小させた。こうした記録としては劃期的なものとした。また、製本の大きさは国際的規格による日本標準規格A四判を採用して率先規格統一の実践に従い、「日ニ進ミ日ニ新ニスルノ 聖旨を拡充スルノ意図」を示したと言う。

内容は、概ね大正大礼の記録に準じたが、輯編の分別を左のように改めた。

大正大礼記録体裁ト昭和和大礼記録体裁トノ差異<sup>(9)</sup>

昭和和大礼記録体裁ハ概ネ大正大礼記録体裁ニ準拠シタルモ、其ノ特ニ異リタル点凡ソ左ノ如シ。

大正大礼記録体裁

一、輯ヲ分ツコト十輯。

一、総叙及法規ヲ併セテ

一輯トス。

昭和和大礼記録体裁

一、輯ヲ分ツコト十一輯。

一、総叙ヲ独立セシメ法規ノミヲ一輯トス。

一、大札準備、大札機関、  
恩典、祝典等二関ス  
ルヲ「総務」ナル一  
輯ニ総括シタリ。

一、「典儀」ナル一輯ニ典  
儀其ノモノト典儀ニ  
関スル事務ト外賓接  
待トヲ総括シタリ。

尚ホ輯、編ノ區別ニ付両大札記録体裁ヲ比較対照セバ  
左ノ如シ。

大正大札記録体裁

第一輯 総叙法規

第一編 総叙

第二編 法規

第二輯 踐祚改元

第一編 踐祚ノ式

第二編 改元

第三輯 総務

一、此等各事項ハ各輯ニ  
区分独立セシム。

一、典儀其ノモノト典儀  
二関スル事務トヲ分  
別シ、接伴交際ニ関  
スルモノヲ一輯トシ  
テ独立セシム。

昭和大札記録体裁

総叙

第一輯 法規

第一編 基本法規

第二編 関係法規

第二輯 踐祚改元

第一編 踐祚

第二編 改元

第三輯 大札準備

第一編 大札事務機関

ノ沿革

第二編 大札事務機関

ノ人事

第三編 大札準備委員

会

第四編 大札使評議会

第五編 大札使ノ庶務

第六編 即位札勅語並

壽詞

第七編 大札饗宴

第八編 大札ニ伴フ要

務

第九編 大札奉祝ノ景

況並記念事業

第四輯 典儀

第一編 総説

第二編 前儀

第三編 本儀

第四編 後儀

第五編 接待

第一編 総説

第二編 大札準備委員

会

第三編 大札準備委員

会以外ニ於ケ

ル諸般ノ事項

第四輯 大札機関

第一編 総説

第二編 大札使ノ組織

第三編 大札使ノ人事

第四編 大札使評議会

第六編 残務

第五輯 調度

第一編 総説

第二編 細説

第三編 調度品処分並  
残務整理

第四編 雑事

第六輯 造営

第一編 総説

第二編 細説

第三編 建物処分並残  
務整理

第四編 工程工事日誌

第五編 宮内省主管設  
備

第五輯 大礼典儀

第一編 総説

第二編 各儀

第六輯 大礼事務

第一編 即位礼勅語並  
寿詞

第二編 大礼使長官官  
房

第三編 大礼使典儀部

第四編 大礼使調度部

第五編 大礼使造営部

第六編 大礼使車馬部

第七編 大礼使鉄道部

第八編 大礼使主計部

第七輯 車馬

第一編 総説

第二編 車馬及設備

第三編 行動

第四編 車馬及設備ノ  
処分

第五編 雑事

第八輯 鉄道

第一編 総説

第二編 設備

第三編 運輸

第四編 施設処分並残  
務処理

第五編 雑事

第九輯 主計

第一編 総説

第二編 予算

第三編 決算

第七輯 接待交際

第一編 外国代表者ノ  
資格随員ノ範  
圍

第二編 外賓ノ接待

第三編 外賓ノ行動

第四編 交際

第五編 参考事項

第八輯 恩典

第一編 恩賞

第二編 恩赦

第三編 養老

第四編 賑恤

第五編 大礼記念章

第九輯 祝典

第一編 宮中饗宴、観  
兵式及観艦式

第二編 奉祝

第三編 各種行事

第四編 皇室費ト大札

費トノ關係

第五編 大札使ニ屬ス

ル財産ノ整理

及処分

第十輯 属編

一 大札日曆

二 大札記録編纂経過

概要

第四編 大札記念事業

第十輯 大札残務

第一編 大札残務ノ組

織竝人事

第二編 大札残務ノ事

務

(附録)

第十一輯 大札ニ関スル

所感竝意見

また、「要録」も大正大札の際に出版された内閣書記官

室記録課「大札記録」（大正八年八月刊。要録に相当するもの）

に準じるところがあるが、特に発兌の目的に鑑み諸儀の沿

革を説き、御告文・祝詞・式次第・歌詞等も多く原文を掲

げ、大札諸儀の本義を闡明にした。また、挿図を豊富にし

て実況を知らせる料とした。その体裁・出版方法等に至り

ては大いに異にし、大正度のもは主として四号活字を用

い一段組八九七頁の大冊で、定価二二円、出版業者に発行

を許したのであるが、今次のものは内容に於いて更に増加したにも拘わらず、主として一二ポイント活字を用い、二段組として六三九頁に収め、編纂目的の一般普及の趣旨を全うするために定価三円とし、発行は内閣印刷局に依頼した。

### 五 編纂経緯

「昭和の大札記録」の編纂経緯については、まず最初に委員会、ついで幹事会の順序でみてみたい。

既述したように昭和の大札の記録は、大札使長官官房文書係と残務取扱で編纂の任にあたる予定であったので、夙に資料の蒐集等に留意し漸次それらの整理を実施していたが、大札後に開かれた最後の第二〇回大札使評議会で内閣総理大臣田中義一の意をも参酌し、大札記録は先例に準じて内閣に特に編纂委員会を設置し完全にして正確な記録を編纂することに協議決定した。その結果、内閣は昭和四年五月二五日、「大札記録編纂委員会設置ノ件」を閣議決定して上奏裁可を仰ぎ、同年六月一日に同委員会が設置された。同日、委員以下職員六八名が任命された。

しかし、その後内閣の更迭があり中々委員会が開催されなかつたが、既述したように昭和四年九月二八日に至り漸く第一回委員会（於・首相官邸）が開催された。そこで編

纂大綱、編纂手続、編纂体裁の諸件を決定し、いよいよ編纂が開始された。

同年一二月九日に第二回委員会（於・首相官邸）が開催され、まず議案四「大札記録ノ名称ニ関スル件」が付議され、「第一種昭和 大札記録」、「第二種昭和 大札要録」と称することが決定した。ついで左の議案五「第一種大札記録ノ浄書ニ関スル件」・議案六「大札記録編纂大綱中改正ノ件」・議案七「第二種大札記録編纂刊行要項」が付議され決定する。議案五は「大正大札記録第一種ノ浄書ハ筆写ヲ以テシタルガ時勢ノ進運ニ鑑ミ且ツ将来保存ノ安全ト執務参考ノ便宜ヲ期スル為（中略）活版印刷」に付す、議案六は「大札記録編纂大綱」第三項を「一、第一種ノ記録ハ正本二部及副本八部ヲ作成シ内閣及宮内省ニ正本各一部副本各四部ヲ保管」する、議案七は「大札ニ関スル重要事項ヲ網羅シ其ノ序列ハ大体大正大札記録第二種ニ準拠スルト」など、とした。

昭和六年七月一日、「昭和 大札記録」が完成した<sup>⑤</sup>ことをうけて第三回委員会（於・首相官邸）が開催された。この席で幹事から編纂経緯の説明がなされた後、委員会が「昭和 大札記録」を承認したことが確認された。席上、関係者に「昭和 大札記録」正本一部などが観覧に供された。その後午餐会に入り、内閣総理大臣若槻次郎より先年行はせ

られた大札の記録が大札記録編纂委員会設置以来各位の非常なる御努力に依りて茲に無事完成を告げましたことは寔に御同慶に堪えませんが、今朝其の記録を拝見致しまして諸君の御苦心の跡が歴々として伺はれるものであります、此の大部の記録が比較的短時日に完成致しましたことは編纂委員会の管理者として誠に欣快に堪へない次第でありまして厚く感謝する次第でありますとの挨拶がなされた。ついで座長の関屋委員から答詞が述べられた。なお、当日の夕刊紙に関連記事（『時事新報』「大札記録完成」・『国民新聞』「永遠に耀く『昭和 大札記録』」など）が掲載された。

編纂業務の管理上、重要な役割を担った幹事会は、昭和四年六月三日に第一回幹事会（於・内閣書記官室）を開催し、同五年一二月一五日の最終回まで全一二回にも及ぶ会を重ねた。各回で決定したものについては後掲の「昭和 大札記録編纂経過表」に基づく表を参照していただき、ここではいくつかの重要な点について触れることにする。

第一回（昭和四年六月三日）から第四回（同九月一九日）までは、編纂開始に備えて「大札記録編纂大綱」などを協議している。第一回委員会後の同年一〇月二三日開催の第五回幹事会では「記述部」「編輯部」「審査部」「浄書校合」の作業手続きが定められた「第一種大札記録編纂処理細則」<sup>⑥</sup>、及び「大札記録編纂事務室規定」<sup>⑦</sup>を決定すると共に、

宮城内の内閣書記官長室を大札記録編纂事務室と定めて事務を開始することが確認された。

また、昭和四年一〇月三十一日、幹事から外務・内務・文部各大臣官房会計課長、陸軍・海軍通信各経理局長、朝鮮・台湾各総督府各財務局長、関東庁財務部長、樺太庁長官、南洋庁長官に大札記録編纂資料として必要なため大札施設費予算及び決算の至急回報と、記録編纂の参考となる印刷物等を大蔵大臣官房会計課内大札記録編纂委員宛への送付方を依頼した。<sup>(88)</sup>

なお、一月一日、幹事から委員・書記宛に幹事会で決定した「第一種大札記録編纂処理細則」・「大札記録編纂事務室規定」を送付すると共に、記述は一月中に完了したいので配慮を乞う通知がなされた。<sup>(89)</sup>さらに同月一日にも幹事から書記宛に一月中に記述完了の予定との通知がなされた。<sup>(90)</sup>こうしたことから幹事としては一月中に書記レベルの最初の原稿完了を終えたいとの意向であったことがわかる。

昭和四年一月二七日開催の第六回幹事会では、第二回委員会に付議する事項、用字例等のルールを規定した「編纂関係細則」を決定した。昭和五年一月二八日開催の第八回幹事会以降では「昭和の大札記録」の完成に向けて校正方法・サイズ・活字ポイント・装幀・など最終的な仕上げを

どのようなものとするのかと言う細部についての協議がなされた。

つぎに、「昭和の大札要録」であるが、昭和四年一〇月二三日に開催された第五回幹事会で「第二種大札記録編纂方策案」が協議されて以降、少しずつ作業が進められていく。同年一二月九日に開催の第二回委員会で「第二種大札記録編纂刊行要項」が議決され、同月一二日に開催の第七回幹事会で「昭和の大札要録」の執筆の件が協議された。そして翌五年二月七日から二三にかけて執筆場所を熱海の徳川邸を拝借して酒巻委員以下により原稿が作成され一応完成した。四月一五日に開催の第九回幹事会で「要録」の進捗方法や原稿整理・挿入写真について協議した。<sup>(91)</sup>

そして、昭和五年一〇月三〇日、工藤囑託に委嘱された「要録」の原稿整理が終わり印刷局に送付された。同年一月一五日の第二回幹事会で「要録」の装幀・挿入絵図・売価などが協議された。また初校刷が委員・囑託・書記に廻付され意見の提出が求められたのであるが、昭和六年一月一二日には意見提出者が五八名に達した。<sup>(92)</sup>翌一三日から三月九日の間、酒巻委員以下委員と書記一九名からなる整理会が一八回も開催され提出された意見の整理を行った。<sup>(93)</sup>さらに、四月二三日から六月五日の間、「要録」再校刷が整理会出席者全員に廻付され意見が求められ、それを

整理して内閣印刷局に送付された。その後、三校刷・四校刷と校正を重ね、六月二〇日、最終稿（五校刷）が内閣印刷局に送付された。<sup>(7)</sup>

さて、右のように委員会、幹事会、整理会が「記録」と「要録」の編纂作業を進行管理に努めていたのであるが、それ以外に幹事・書記の会同（於・大札記録編纂事務室）があったことも見逃せない。昭和五年二月三日に開催された会同では「昭和大札記録印刷二関スル件」・「昭和大札記録

編綴二関スル件」・「昭和大札記録二挿入ノ図版等二関スル件」・「昭和大札記録ノ校正二関スル件」（校正符号の統一）が確認されると共に、編纂作業の進捗を図ることが求められた。<sup>(8)</sup>

右にみた大筋の編纂作業がどのように進められたかについては「昭和大札記録編纂経過表」<sup>(9)</sup>が手際よく纏めているので、それを基にして「昭和大札記録」と「昭和大札要録」の情報を区別して作り直したものを左に掲げる。

	「昭和大札記録」関係	「昭和大札要録」関係
昭和四、六、一	大札記録編纂委員会ヲ内閣ニ設置セラル。委員職員六十八名任命セラル。	
六、三	第一回幹事会開催、委員会開催ノ件、編纂方針ノ件及編纂期限ニ付協議ス。	
七、一	第二回幹事会開催、大札記録編纂大綱及手続竝ニ体裁ニ付協議ス。	
九、一八	第三回幹事会開催、前回ノ事項ニ付引続キ協議ス。	
九、一九	第四回幹事会開催、引続キ協議ヲ為シ、第一回委員会附議事項ヲ決定ス。	
九、二八	第一回委員会開催（ <small>於首相</small> ）、浜口内閣総理大臣ノ挨拶アリ、閉会後浜口内閣総理大臣招待ノ午餐アリ。大札記録編纂大綱、第一種大札記録編纂手続及体裁ニ付議決シ委員以下職員ノ事務分掌ヲ定ム。	

一〇、二三	第五回幹事会開催、第一種大札記録編纂処理細則、大札記録編纂事務室規定ヲ決定ス。 此ノ日宮城内内閣書記官長室ヲ大札記録編纂事務室ト定メ、事務ヲ開始ス。	同上幹事会、第二種大札記録編纂方策ニ付協議ス。
一一、一八	第一輯法規ノ記述提出アリ。	
一一、二七	第六回幹事会開催、第二回委員会ニ付議スベキ事項並ニ編纂関係細則ヲ決定ス。	
一二、九	第二回委員会開催（ <small>官首相</small> ）、大札記録ノ名称ニ関スル件、第一種大札記ノ浄書ニ関スル件、大札記録編纂大綱中改正ノ件ヲ議決ス。	同上委員会、第二種大札記録編纂刊行要項ヲ議決ス。
一二、一二		第七回幹事会開催、「昭和大札要録」執筆ノ件ニ付協議ス。
同五、一、二八	第八回幹事会開催、第一種記録準備要項ニ付協議ス。	
一、三一	第一種記録主計編第一回打合会議開催。	
二、三	幹事及書記懇談会開催、記述ニ関スル意見ノ交換並ニ印刷校正方法ニ関スル指示アリ。	
二、七	第一種記録主計編第二回打合会議開催	
自二、七 至二、二三		「昭和大札要録」執筆ハ熱海徳川邸ヲ拝借シテ之ヲ為スコトトシ、酒巻委員、横溝、大金両幹事ハ小沢、佐野（恵）、山県書記同行、各一週間滞在シテ分担執筆シ原稿一応完成ス。
二、二七	「昭和大札記録」原稿第一回ヲ内閣印刷局ニ送付ス。	
三、一五	「昭和大札記録」初校開始マル。	
四、一五	第九回幹事会開催、「昭和大札記録」ノ校正方法及進捗方法、大札ニ関スル所感並意見ニ付協議ス。	同上幹事会、「昭和大札要録」ノ進捗方法、原稿整理及挿入写真ニ付協議ス。
四、一七	元大札使次官、参与官、事務官ニ対シ「大札ニ関スル所感並意見」ノ提出ヲ依頼ス。	

五、二一	第一種記録主計編第三回打合会議開催。	
七、九	第十回幹事会開催、「昭和大礼記録」ノ装幀及同別冊図録完成計画ニ付協議ス。	
七、二五	第一種記録主計編第四回打合会議開催。	
一〇、三〇		工藤囑託ニ委嘱シタル「昭和大礼要録」原稿整理終リ、内閣印刷局ニ送付ス。
一一、一二	第十一回幹事会開催、「昭和大礼記録」装幀及図案ノ決定ヲ為ス。	
一一、一五	第十二回幹事会開催、記録ノ装幀、記録本印刷ノ件ニ付協議ヲ為ス。	同上幹事会、要録ノ装幀、要録ニ挿入スベキ絵図及要録ノ完成並立売価ニ付協議ヲ為ス。
一二、二六		昭和大礼要録初校刷ヲ委員、囑託及書記全員ニ廻付シテ翌年一月八日迄 <small>(後十二日)</small> 意見ヲ求ム。
同六、一、一二		昭和大礼要録初校刷ニ対スル委員以下ノ意見提出五十八名ニ達ス。
自一、一三 至三、九		「昭和大礼要録」ニ対スル意見整理ノ為、酒卷、星野各委員、館、横溝、土屋、大金各幹事、工藤、西村両囑託、森、佐野、小沢、佐野(恵)、山県、富士川、小池、鈴木、八木、武村、村沢各書記十九名ヨリ成ル整理会ヲ開催、会ヲ重ナルコト十八回ニ及ブ。
自四、一三 至六、五		要録再校刷ハ整理会出席者全部ニ廻付シ意見ヲ求メ、之ヲ整理シテ内閣印刷局ニ送付ス。
六、一一		要録三校刷ヲ整理シ内閣印刷局ニ送付ス。
六、一二	「昭和大礼記録」ノ終校完了ス。総頁数二〇、六三七之ヲニ十四冊ニ分綴ス。	
六、一八		要録四校刷ヲ整理シ内閣印刷局ニ送付ス。

六、二〇	「昭和大礼写真帖」(全二十冊外二解説) 完成ス。	要録終校ヲ整理シ確定原稿トシテ内閣印刷局ニ送付ス。
六、二二	「昭和大礼記録」(全二十四冊外二総目次ヲ付ス)、附図(全二冊)、図録(全五冊)、雑件(全五冊) 完成ス。	
六、三〇	「昭和大礼記録」保存函完成ス。	「昭和大礼要録」保存函完成ス。
七、一	第三回委員会開催 <small>(於首相官邸)</small> 、記録ヲ承認決定ス。若槻内閣総理大臣招待ノ午餐アリ	
七、三	午後一時三十五分 天皇 皇后両陛下宮中西溜ノ間ニ出御、「昭和大礼記録」(正本及副本(甲)) 天覧台覧アラセラル。閑屋委員御説明申上ゲ、酒巻委員、館、横溝、土屋、大金各幹事、工藤囑託伺候ス。委員、元委員、幹事、囑託、元囑託及高等官タル特別関係者ニ御紋章付莫入一個及酒肴料ヲ、書記、元書記及判任官タル特別関係者ニ酒肴料ヲ下賜アラセラル。	
七、四	午後二時閑院宮官邸ニ於テ元大礼使総裁宮載仁親王殿下「昭和大礼記録」(正本及副本(甲)) 台覧アラセラル。閑屋委員御説明申上ゲ、酒巻、星野両委員、館、横溝、土屋各幹事、工藤囑託伺候ス。	
七、三一	大礼記録編纂委員会廃止セラル。委員以下職員自然消滅トナル。	

さて、「昭和大礼記録」が完成した後の昭和六年七月三日、天皇・皇后が宮中西溜ノ間に出御され、閑屋委員から編纂機関・記録の種別及内容・編纂方法・印刷及装幀・大正大礼記録との比較・費用などの説明がなされて「昭和大

礼記録」(正本・副本(甲))の天覧・台覧があった。<sup>(28)</sup> ついで翌四日、閑院宮邸で元大礼使総裁宮載仁親王が閑屋委員から説明がなされて「昭和大礼記録」(正本・副本(甲))の台覧があった。<sup>(29)</sup> そして、昭和六年七月一五日、「昭和大

「礼要録」の特製本が天皇・皇后・皇太后の三陛下、及び皇族・王公族に献上され、また高位高官（大勲位、枢密院議長、内大臣、宮内大臣、侍従長、侍従武官長、皇后宮女官長、皇后宮大夫、掌典長、葛城伯爵）、田中内閣以降若槻第二次内閣の閣僚、元大札使職員の重なる者、大札記録編纂委員会職員、各省（枢密院・行政裁判所・会計検査院・貴族院・衆議院を含む）、殖民地各庁、地方庁、本邦駐劄各国大公使館、在外帝国大公使館、元大札使新聞団加入の新聞通信（朝鮮・台湾を含む九〇数社）等に寄贈された。

そして、昭和六年七月三〇日、大札記録編纂委員会の廃止が閣議決定され、上奏裁可を経て、翌三一日付で大札記録編纂委員会が廃止され、ここに編纂の活動を終えることになった。

## 六 「昭和大礼記録」の構成と概要

本節ではまず最初に「昭和大礼記録」の種類・構成をみてみたい。

大礼記録は、二種に分けられる。第一種は後世に伝えるべく「昭和大礼記録」と称し「大礼二関スル一切ノ事項ヲ記述シ最モ正確詳密」を旨として編纂され、第二種は「広く国民ニ周知セシムル目的」で編纂したもので「昭和大礼要録」と称し、大礼の意義、諸儀の実況、大礼に関する大

綱を記述したもので一般に発売頒布された。

「昭和大礼記録」は「正本」「副本（甲）」「副本（乙）」からなり、「記録」（全二四冊及び「総目次」一冊）、「要録」（全一冊）、「附图」（全三冊）、「図録」（全五冊）、「雑件」（全五冊）、「昭和三年度決算明細書」（全八冊）。「副本（甲）」のみに属す、「写真帖」全二〇冊（外に「解説」を付し、「正本」には大札使編纂「昭和大礼写真帖」が添付）、「大礼関係庁記録」（全二五部・二二冊）で構成された。そして正本一部一函、副本（甲）一部一函、同（乙）三部三函、計五函一組とし、二組合計一〇函を作製し、別に「昭和大礼写真帖」・「大礼関係庁記録」正副各々一函のものを二組を作製して正本・副本（甲）に付属させ、内閣と宮内省に各々一組を永久に保存するとした。詳しくは左の「昭和大礼記録種別構成表」<sup>(84)</sup>を参照。

また、「昭和大礼記録」の各冊の粗々の内容については、「昭和大礼記録各冊内容表」<sup>(84)</sup>によると左のようになる。なお、「」内は引用者による補足。

昭和大礼記録種別構成表

種別	構成		内		容		付属別函	
	記録	要録	附函	函録	雑件	昭和三年度決算明細書		
正本	自第一冊 至第二十四冊 総目次	全一冊	第一冊 第二冊	自第一冊 至第五冊	自第一冊 至第五冊	—	自第一冊至第二十冊 解説 大礼使編纂「昭和大礼写真帖」	十五部
副本(甲)	同	同	同	—	同	自第一冊至第八冊	—	同
副本(乙)	同	同	同	—	—	—	—	—

昭和大礼記録各冊内容表

冊数	記録		内容		本文	頁数
	内	容	本文	頁数		
第一冊	総叙、第一輯法規、第二輯踐祚改元、第三輯大礼準備	—	九九九	三	—	—
第二冊	第四輯 大礼機関	—	九二七	—	—	—
第三冊	第五輯 大礼典儀	田舎説、大礼期日ノ奉告及奉幣、斎田点定、拔穂及新穀供納、京都行幸	七〇四	四二	—	—
第四冊	同	即位礼	八八九	七九	—	—
第五冊	同	大饗	六〇〇	二八	—	—
第六冊	同	神宮山陵親謁 東京還幸	五九五	一一七	—	—
第七冊	第六輯 大礼事務	即位礼勅語、即位礼奏詞、大礼使長官信房、総論、庶務	五七五	一一	—	—
第八冊	同	文書、警備 新聞写真	八一三	三〇	—	—
第九冊	同	警備	九三七	一二	—	—
第十冊	同	大礼使典儀部	一、三九一	四一	—	—

全一冊	要 録		頁 数
	内 容	本 文	
計	全二十五冊	二〇、九四二	四七三
総目次			
第十一冊	同		
第十二冊	同		
第十三冊	同		
第十四冊	同		
第十五冊	同		
第十六冊	同		
第十七冊	同		
第十八冊	同		
第十九冊	同		
第二十冊	同		
第二十一冊	同		
第二十二冊	同		
第二十三冊	同		
第二十四冊	同		
第二十五冊	同		
第一編	即位の礼	六三九	一八三
第二編	序説		
第三編	大禮の準備及施設		
第四編	大禮序儀		
第五編	大嘗祭		
第六編	大饗		
第七編	大禮後儀		
第八編	大禮後儀		
第九編	奉祝及記念事業		
第十編	大禮後儀		
第十一編	大禮後儀		
第十二編	大禮後儀		
第十三編	大禮後儀		
第十四編	大禮後儀		
第十五編	大禮後儀		
第十六編	大禮後儀		
第十七編	大禮後儀		
第十八編	大禮後儀		
第十九編	大禮後儀		
第二十編	大禮後儀		
第二十一編	大禮後儀		
第二十二編	大禮後儀		
第二十三編	大禮後儀		
第二十四編	大禮後儀		
第二十五編	大禮後儀		



		昭和三年度決算明細書	
		内	容
		枚数	
第一冊	祭典費		二三九
第二冊	工嘗費 其ノ一		三〇一
第三冊	同 其ノ二		三八三
第四冊	同 其ノ三		四二三
第五冊	同 其ノ四		三一五
第六冊	調度費、車馬費		三二九
第七冊	諸給与		五四三
第八冊	行幸啓費、饗宴費、接待費		二八九
計			二、八二二
写真帖		枚数	
第一冊	悠紀、主基齋		五六一
第二冊	大嘗宮工事		二七四
第三冊	饗宴所工事		二四八
第四冊	春興殿、紫宸殿工事、京都御所内工事 其他		二五二
第五冊	京都二行幸ノ儀ノ鹵簿		二一四
第六冊	京都二行幸ノ儀、紫宸殿ノ儀、饗宴、舞楽		七四
第七冊	賢所大前ノ儀、紫宸殿ノ儀、大嘗宮ノ儀、饗宴、舞楽		二三三
第八冊	神宮山陵二親謁ノ儀、京都皇宮京都駅間鹵簿		二一〇
第九冊	山陵二親謁ノ儀		二〇五
第十冊	東京二還幸ノ儀		二〇一

第十一冊	東京二還幸ノ儀ニ於ケル鹵簿	七六
第十二冊	調度部関係鋪設、〔調度部関係〕祭具儀品〔其ノ二〕	一六
第十三冊	儀服、調度部関係雜其ノ一	一三九
第十四冊	完成セル各所工事、調度部関係鋪設	七三
第十五冊	調度部関係祭具儀品 其ノ二 調度部関係其ノ二	六五
第十六冊	御羽車鹵簿、大嘗宮竝ニ祭具備品、外賓接伴	一九八
第十七冊	車馬竝奉仕者等服装	一二七
第十八冊	鹵簿予行、習礼、衣紋教習	八五
第十九冊	新聞謹写団招待会、式場跡拝観、大嘗宮建物焼却	一二〇
第二十冊	東京市奉祝会行幸、各種団体御親謁、献上品等	一七八
計		二、六四九
解説	昭和大礼写真帖（大礼使編纂）	一二四頁

つぎに「記録」以下の製作過程と概要に触れてみたい。<sup>(5)</sup>

①「記録」

委員・幹事・関係書記が分掌記事を執筆し、囑託が記事・資料の「繁閑粗密ヲ釐正」し、且つ「文体用語ヲ統一」した後、それを関係委員に廻付されて査閲させた。さらに審査委員の審査を経て原稿が確定した。なお右の作業の間、幹事は原稿の査閲、添削等編纂事務の整理を行い、また浄書校合その他の庶務に従事した。浄書の方法は活版印刷に付し、装幀・製本等も含めて

内閣印刷局に委嘱した。

各巻冊は、永久保存を確実にするためすべて慎重に調査研究を遂げ、見返紙・扉・本文・折込図版等、各種の用紙はいずれも内閣印刷局抄紙部で各々その用途に応じて適当な性質を具有させるために抄造した。殊に本文の用紙は、木綿・三桎纖維で製し印刷用インキも特選しいずれも永久性を確保した。

装幀は、図案の作製・布地の選定を東京美術学校長正木直彦に依頼し、彼の意見を斟酌して京都市龍村平蔵

が織成した。布地は絹織物が用いられ正倉院御物紫綾紋を標準にして模倣し、文様は黄色絹糸、御紋章・文字は金箔糸を用いて織り出した。絹糸は、最長年月の保存に堪える品質を条件とし、棚橋絹業試験所技師の研究により愛媛県産の特製糸が採用された。製本には手摺の方法を用い、本格的製綴法により堅牢にし、製本用糊も特に研究調査して後日変敗しないようにした。「副本」は、すべて正本に準じたが、装幀の布地染色を正本と区別するため淡紫色とされ、文様その他を黄色糸で織り出し、見返紙は「要録」と同じとした等が主な相違点である。

正本・副本の扉の題字は、元大礼使総裁宮載仁親王の染筆になるもので、内閣印刷局で複製したものが掲げられた。

## ② 「要録」

酒巻委員と大金・横溝両幹事が第一稿を起し、工藤囀託が添削し一応それを初校刷とした。その後、委員以下職員六七名に初校刷を配布して厳密査閲させ、提出された意見を整理するため一八回にも及ぶ会議を開き一字一句をも等閑にせず慎重審議を重ねた。その結果纏まったものを第二校として、さらに校正を第五校まで重ねて漸く確定したものを本印刷に付した。本文

六三九頁に尊影、大礼使及び大札関係諸庁撮影の大札関係写真・鹵簿表等ノ挿絵一八三枚・通信博物館所蔵の岡田三郎助筆紫宸殿ノ儀の図を挿入し、内閣印刷局考案の図案により木綿錦織で装幀して、昭和六年七月、内閣大札記録編纂委員会編纂「昭和大礼要録」として内閣印刷局から一般に発売頒布された。

## ③ 「附図」

元大礼使造営部・鉄道部関係、親兵式・観艦式の要図計二九三枚が収められ二冊とした。造営関係図の正本だけは元造営部で描画したものを折り畳んで製本し、副本・その他の附図は内閣印刷局で印刷に付してこれも記録副本と殆ど同様の装幀で製本した。

## ④ 「図録」

服飾・備品・鹵簿・諸調度関係の絵図は、宮内省で酒巻参事官・工藤御用掛の監督の下、内蔵寮囀託永井菊治・帝室技芸員小堀鞆音の推薦による有識に精通する画工四名に嘱して八一一枚を作成させ四冊に収めた。第五冊の祭祀関係の絵図は、大札記録編纂委員会で星野委員監督の下、女子美術学校出身の画工に二三一枚描写させた。いずれも永久保存に堪えさせるため特選の顔料を用い、入念に裏打ちしたものを折り畳んで、記録と殆ど同様の装幀により製本した。図録は、「正

本」のみに付属した。

⑤「雑件」

大礼事務関係の実物見本を蒐集したもので、鹵簿・要図・御召状・参入券・掛員心得書・大礼事務便覧等から乗用車標識の色紙に至る迄一五二種を収めた。それらの形状・大小が不整なので特に「記録」と同型の箱形帙五個を作製して収め、「記録」と殆ど同様の装幀を施した。「正本」・「副本(甲)」のみに付属した。

⑥「昭和三年度決算明細書」

極めて浩瀚で「記録」の中に掲記することを略し、主計事務用の参考として謄写したものを「記録」と殆ど同様の装幀を施した特製帙に収めた。「副本(甲)」のみに付属した。

⑦「写真帖」

元大礼使写真班で撮影した写真三、六四九枚を二〇冊にわけて貼付。「正本」は特に不変色印画とし、別函として「正本」・「副本(甲)」のみに付属した。なお「正本」には「解説」と大礼使が編纂・頒付した「昭和大礼写真帖」が、「副本(甲)」には「解説」が付された。

⑧「大礼関係庁記録」

内務省警保局・衛生局・鉄道省をはじめ警視庁、東

京・京都・愛知・奈良・滋賀・三重・福岡の各府県、東京・京都・名古屋の各市で編纂した記録を蒐集して参考資料として保存したもの。別函に収め「正本」・「副本(甲)」のみに付属した。

おわりに

以上、「昭和大礼記録」の編纂の経緯を明らかにすべく大礼本儀前の編纂状況、大礼記録編纂委員会の設置と編纂方針、実際の編纂経緯、「昭和大礼記録」の構成と概要という点から検討してきた。そこで、最後につぎの点を確認しておきたい。

- ① 大礼に関する記録の編纂は、大礼使設置以後、資料蒐集に従事し「大正大礼記録」の際のように編纂委員会を設けず大礼使及び引継残務の事務として完成させようとしたが、田中首相は前例により昭和四年六月一日、内閣に大礼記録編纂委員会を設け慎重な編纂をさせた。
- ② 編纂期間は、編纂主体が大礼使及び引継残務から大礼記録編纂委員会へと変更されたこともあり、当初の昭和五年三月中との予定が大幅に延び同六年六月二九日に完成した。
- ③ 編纂の中心的役割を担ったのは幹事会で、第一回委員会が開始される以前から活動を始め、昭和四年六月一

日から同五年一二月二五日までの間、一二回にも及んで開催され、編纂に関する諸々の問題・課題の克服に尽力している。

④原稿作成に関しては書記の存在が重要で、このレベルの対応が適切になされたことが幹事会の活動をスムーズに行うことを可能とした。事実、編纂期間が「大正大礼記録」のそれと比較して短くなっている。

⑤各儀の実際を把握するために徹底して資料蒐集に努めると共に、実施状況をリアルタイムで得るために記録関係者を各儀に参加させて正確な情報蒐集にも努めた。

⑥編纂のために国内外の関係機関から種々協力を得られたことも大きな力となった。本稿ではあまり紹介出来なかつたが、国立公文書館所蔵「昭和六年十二月大礼記録編纂委員会記録」一に綴られた関連史料の提供依頼に関する書類から大礼記録編纂委員会が必要と判断した関係史料をそれらの機関が協力・提供していることが判明する。

⑦編纂作業全体を見ると、宮内省関係者の役割が大きな意味を有していた。これは編纂方針として実際の実務がどのようになされたのかということを重視したことなどの反映でもあろうが、大礼の諸儀を十分に理解するにはやはり宮内省関係者の協力が必要であったこと

による。

⑧「昭和大礼記録」は、「大正大礼記録」を意識しつつも、後者の問題点を克服するための工夫をなす必要が強く意識され、且つ実践された。

「昭和大礼記録」の編纂上の特色は、右のような諸点に見られるが、大礼の実施も含めてこれだけの内容を備えたものが満州事変勃発直前に完成しているのは、明治維新以降、「大日本帝国」が蓄えた「国力」が十分機能した結果であったと考える。周知のようにその後の日本は、国家の命運を賭けた凄まじい歴史を歩んで行き、結果、帝国は崩壊する。そうした意味から「昭和大礼記録」は、近代日本の歴史の内奥を考えるよき一史料でもある。

#### 註

- (1) 昭和の大礼と国民との関係を統合、警察、生活・健康の面から分析したものとして西秀成・荻野富士夫・藤野豊著『昭和大礼記録資料・解説』（不二出版、一九九〇年）があり参考になる。
- (2) 皇室令第一号（『官報 号外』明治四二年二月一日付）。
- (3) 皇室令第一七号（『官報 号外』昭和二年二月三〇日付）。
- (4) なお、「大礼使官制」は、勅令第二号により昭和四年一月一日付で廃止（『官報』昭和四年一月二五日付）。
- (5) 内閣大礼記録編纂委員会『昭和大礼記録』第八冊（一九

三一年)、一八八〜一八九頁及び国立公文書館所蔵「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記」二所収「大礼記録編纂委員会要覧」。

(6) 大正度の「大礼記録」の編纂については、所功「大正大礼記録」の成立事情」(「国立公文書館蔵マイクロフィルム版「大正大礼記録 別冊 解題・総目次・図版」(臨川書店、二〇〇一年)所収)に詳しい。なお、昭和度のものと区別するために「大正大礼記録」とも記す。

(7) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一八八〜一八九頁。

(8) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一八九〜一九一頁。

(9) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一九一頁。

(10) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一八九頁。

(11) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一九一〜一九四頁。

(12) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一九五〜一九六頁。大礼使長官官房発第一七号。

(13) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一九六〜一九七頁。大礼使長官官房発第一八号。

(14) なお、昭和三年二月二日付で大礼使次官から宮内次官宛に大礼記録編纂用事務室一室を宮内省内に設ける件(約二ヶ年、相当の坪数を付記)について照会が発せられる(大礼使長官官房発第一九号)。

(15) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一九八〜一九九頁。

(16) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、一九九〜二〇二頁。なお、この目次案について杉参与官から文書係勤務大礼使高等官などに文書を発して意見を求めるも書面での意見提出はなかったが、その後口頭で意見が寄せられ参酌するところがあつたという。

(17) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二〇三〜二〇九頁に「材料蒐集配役表」が掲載されている。

(18) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二一〇〜二二一頁。なお、二二一〜二二七頁に「記録係各儀当日配役表」が掲載されている。

(19) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二二七〜二二八頁。

(20) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二二九〜二三〇頁。

(21) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二三〇〜二三一頁。

(22) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二二三〜二二九頁。

(23) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二二一〜二三三頁。

(24) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二三〇〜二三一頁。

(25) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二三一〜二三二頁。

(26) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二三二頁。

(27) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二三三〜二三六頁に「大

礼諸儀記録資料蒐集分担」表が掲示されている。

(28) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二三七頁。

(29) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二三八〜二四一頁。

(30) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二三七〜二三八頁。

(31) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二四一〜二四二頁。

(32) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二四三頁。

(33) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二四五〜二四六頁。

(34) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二四七〜二五一頁。

(35) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二五一〜二五二頁。

(36) 前掲「昭和大礼記録」第八冊、二五二〜二五三頁。

(37) 内閣大礼記録編纂委員会「昭和大礼記録」第二四冊(一九三二年)、五三二〜五三四頁。なお、この通牒には既述した昭和四年一月四日付で大礼使次官が各部(又は係)

宛に発した通牒が別紙として添えられた。

(38) 前掲『昭和大礼記録』第二四冊、五三四～五三五頁。

(39) 前掲『昭和大礼記録』第二四冊、五三五頁。

(40) 前掲『昭和大礼記録』第二四冊、五三六頁。なお、五三六～五四五頁に「大礼記録材料蒐集配役表」が掲げられている。

(41) 前掲『昭和大礼記録』第二四冊、五四五～五四九頁。

(42) なお、大礼記録編纂準備としての経費として大凡六万円(用度費二万円・旅費三千元・給与三万七千元)が認められ、大礼使官制存続中は文書係所要、廃止後は残務所要として請求するとされた(前掲『昭和大礼記録』第八冊、二五三～二五六頁)。

(43) 前掲『昭和大礼記録』第二四冊、五五七～五五八頁。なお、昭和四年六月五日現在の「記録資料提出表」が同上、五五九～五六二頁に、昭和四年九月二五日調の「元大礼使文書係ヨリ大礼記録編纂委員会ニ引継ゲル記録資料一覧表」が同上、五六二～五六五頁にそれぞれ掲げられている。

(44) 前掲『昭和大礼記録』第八冊、二五六頁。

(45) 前掲『昭和大礼記録』第八冊、二五六～二五七頁。

(46) 前掲『昭和大礼記録』第八冊、二五七頁。

(47) 前掲『昭和大礼記録』第八冊、二五八～二六八頁。なお、決裁日を一〇月一日としているが、決裁文書の決裁年月日欄には年月日が記入されていない。

(48) 但し、その後表紙・写真帖容具に変更がなされ、表紙は特製白鹽瀬、並製白斜子「レーヨン」、背は特並ともに古代紫鹽瀬、特製の内三部は小葵綾地製の帙入、八七部

は小葵都緞子製の帙入、並製は紙布製帙入、帙には統に『昭和大礼写真帖』と印刷して貼付した。

(49) 前掲『昭和大礼記録』第八冊、一八八頁、及び前掲「大礼記録編纂委員会要覧」など。なお、田中首相は、前年の昭和三年六月四日に起きた張作霖爆殺事件の処理を大札後に行うとし、同年一二月二四日に事件を調査して関係者を厳罰に処すとの上奏を行った。今後、この時期にこうした微妙な問題が生じていたことも視野に入れて田中の大礼記録編纂委員会設置の考えを分析してみたい。国立公文書館所蔵「公文類聚」昭和四年・第三卷・官職門一・官制一。

(50) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。

(51) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。

(52) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。

(53) 前掲『昭和大礼記録』第二四冊、五三一頁。

(54) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。

(55) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。

(56) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。

(57) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。

(58) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。

(59) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。

(60) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。

(61) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。

(62) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。

(63) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。

(64) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。

(65) 編纂の総費額は、九九、四〇一円七十六銭とされた(前掲「大礼記録編纂委員会要覧」)。

- (66) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。  
 (67) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。  
 (68) なお、国立公文書館所蔵「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」一には国内外の関係機関との史料提供についての依頼及び回答の公文書が数多く収められている。  
 (69) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」一。  
 (70) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」一。  
 (71) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。  
 (72) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。  
 (73) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。  
 (74) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。  
 (75) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」一。  
 (76) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。  
 (77) この時、閑屋委員から編纂機関・記録ノ種別及内容・編纂方法、印刷及装幀、大正大礼記録との比較、費用の六項目についての説明もなされている。  
 (78) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二、及び「大礼記録編纂委員会要覧」。  
 (79) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。なお七月七日、宮内省職員及び内閣部内職員の希望者への観覧が図書寮でなされている(同上)。  
 (80) 前掲「昭和六年十二月 大礼記録編纂委員会記録」二。  
 (81) 国立公文書館所蔵「公文類聚」昭和六年・第三卷・官職門一・官制一。  
 (82) 内閣大礼記録編纂委員会側の記録である前掲「大礼記録編纂委員会要覧」などでは二冊(書名を確認できない)とするが、宮内公文書館所蔵の「大礼関係庁記録」は二

- 二冊(書名を確認できる)としている。この差異が何によるかは明らかにできない。  
 (83) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。  
 (84) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。  
 (85) 前掲「大礼記録編纂委員会要覧」。

(明治聖徳記念学会会員)